

## 建設委員会会議録

平成18年9月28日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:45

### ○ 委員長

只今から建設委員会を開会します。「議案第112号 土地の取得について(三軒屋～工場団地線道路敷用地)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

### ○ 土木建設課長

おはようございます。土木建設課の方から議案第112号 土地の取得について、よろしくお願いをいたします。議案書の36ページをお願いいたします。三軒屋～工場団地線道路敷用地として土地の取得についてご説明を申し上げます。所在地は、飯塚市赤坂字三軒屋883番5他21筆、地目は雑種地等、所得面積は1万4,285.43平方メートル、取得価格4,903万7,416円、契約の相手方は福岡県央環境施設組合 組合長 松岡賛、三菱マテリアル株式会社 筑豊事務所長 照山忠利、株式会社麻生 代表取締役 中村正治、麻生鉱山株式会社 代表取締役 坂田昌己、麻生芳雄商事株式会社 代表取締役 木下政利、以上の5者でございます。提案の理由は、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づきまして、提出するものでございます。明細につきましては、明細表にてご説明申し上げたいと思います。37ページをよろしくお願いたします。用地の内訳といたしまして福岡県央環境施設組合2筆、725.74平方メートル、取得額254万90円、三菱マテリアル株式会社8筆、6,049.31平方メートル、取得額1,740万4,093円、株式会社麻生10筆、6,499.91平方メートル、取得額1,994万8,220円、麻生鉱山株式会社1筆、365.83平方メートル、取得額128万405円、麻生芳雄商事株式会社1筆644.64平方メートル、取得額786万4,608円でございます。合計いたしますと22筆、面積1万4,285.43平方メートル、取得額4,903万7,416円でございます。またお手許の方に契約と支出等の資料を添付しておりますので、ご一覽いただければありがたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○ 松尾委員

おはようございます。旧庄内町ながら私の方からこういう質疑を出すのは大変はずかしい話でございますが、何分旧庄内町の議員及び執行部の粗相の元で、こういう問題が新執行部の方に審議されるということについて本当に頭の下がる思いでございます。ところでこの問題につきましては、図面的に言ってもちょっとピンとこないかもわかりませんが、上三緒の交差点、飯塚山田線それから庄内に入りまして栄町の交差点、この両方を県道が挟んでいるわけでございます。その流れは上三緒から庄内の栄町までは2キロない。2キロ弱のこの距離ですね。そしてこの先はずっと行って結ぶところが今度は1キロ弱ないぐらいの中間をこの道路の計画がなされておるわけでございます。私たち庄内のときには非常にこの問題につきまして、計画のない道路ということで、私は反対してきたわけでございますが、何分これは民主主義の世の中、賛成多数のもとで負けたわけでございますが、非常にこの問題は今後も考えていかなければいけないところでございます。これだけ財政難ということでもいろいろリコール、いろいろな質疑等が行われているこの中で、この工事費は計算すると約6億円という大きな金を使うわけでございます。その中で今回出ている問題につきましては、結局庄内町の議決がなかったということで再度ここに財産取得ということで議案が出されるということを手ラツと耳にして助役さんが冒頭から陳謝されたという話まで聞いております。

しかし、この土地は本当に役に立つ土地かどうかということですね。この前も私もはじめて飯塚市のこの議会で、この前の6月の議会で総務委員長が、三菱が飯塚市に無償で提供するという、あの莫大な土地を提供するという話をちょっと聞いたわけでございます。庄内町はこの土地を買っているわけですね。それだけの配慮があれば庄内町にも三菱はあそこを無償提供していくということもよいでしょう。ところが庄内町はこの土地を買った。まずここには大きな問題がある。池の横に9～10年前にやっぱり就労事業によりまして道路を造っております。これは途中でストップがかかっているわけですね。そのストップがかかったところを今度は、そのときにはそのストップがかかったところからずっと今の計画されている火葬場のあと、これまでつなごうという計画でその事業がなされたわけでございますが、そこには非常に土地の所有者が数多くおましてストップになった実情があるわけですね。そしてこれはこの道路ができる前は、この三軒屋の間、農業の生産者のために管理道路ということで計画がなされたのが議会にかけられたのは記憶があります。それも3メートル弱の生産者に対する管理道路、草刈りですね。軽自動車を通るぐらいのきれいな道路を造ってやろうという、そういうふうなお話がありましたが、これが合併を前にもって徐々に行け行けどんどんで道路工事が進んだわけです、計画が。そういう中でまた再度ここでこの問題が噴き上げてきて財産取得という話の中で、上がってきたわけですが、この財産取得というのについては私のあれでは当然提案理由聞きますと、これは総務委員会が財産取得の管轄になるのではないかなと、このように思っておるわけでございます。だからこの問題は建設委員会に付託というよりも総務委員会に付託した方がいいんじゃないかなというふうな私の考えを一つ持っておったわけでございます。そしてこの中でもじっと私もちょっと欠席させてもらいましてお話しすることもなかったが、自分なりに見ていくとこの土地の問題、この単価問題も非常にバランスがあるんですね。ため池敷地これはどういうところ、水の溜まっているところを買ったのか、その周辺のため池敷地になっているところを買ったのか、それと雑種地、ため池地、原野、山林、ずっと下に進みますと麻生鉦山、そこは原野、麻生芳雄商事も原野と、こういうような形でいろいろ雑種、原野とこういうふうに分けられておるんですが、果たしてここが雑種地で今までずっとあったのか、あそこに火葬場がありましたがね、火葬場のところが雑種地になるのか、一番上に福岡県央環境施設組合、これもそれ相当の家が建ってるし、ここも雑種地で工事されておったのか、そういう点もいろいろ聞いていきたいと思います。それとこの提案理由の中で、自治法に基づいた形で議案が提出されておるが、これは一応庄内でかけてないから飯塚市でかけると、これも何か一つの法律的に違反しているんじゃないかなと私はこういうふうな見解をしておるんですが、事務局の方としてこれはだいたいどんなふう思うんですかね。まず新しい執行部の皆さんだからね、追及の余地もあんまりないんですよ。これは庄内のことでありますから。その点ちょっとここ違反しているのか、してないのか。再度これね、財産取得出すということはもう1回終わったものをもう金も払ってね、いってるし、それがここで旧庄内町にミスを起こしたから再度新市でこれを提案して承認もらおうというのは自治法の違反じゃないのかなと私は詳しくないからね、その点ちょっとお聞きしたいんですが。

#### ○ 土木建設課長

お答えします。ただ今ご質問者の質問でございますけれども、1点目に三軒屋ため池の道路敷の地目がいろいろため池等とがありますということでございましたけれども、これにつきましては、法務局の登記されておる土地の地目をそのまま計上いたしております。ため池敷とあるのは現環境施設組合の横にある一部提体みたいになっているところもたぶんため池敷で計上がなされておるものと考えております。2点目でございますけれども、総務委員会ではというご質問でございますけれども、本事業自体が特定地域開発就労事業にて計画されてものでございますので、土木建設課の方でご提案をさせていただいた次第でございます。もう1点は地方自治法の関係でございますけれども、地方自治法第96条第1項第8号により議会の議決を必

要とする土地の買収については、議会の議決を受けないで行った土地については、契約が無効とされており。しかしながら、その後の議会に議決を受けて瑕疵を治癒した高裁の判例等もあることから今回議会の議決を受けることによって有効になるものと考えております。以上でございます。

○ 松尾委員

それとこの就労事業、これを行政として国・県あたりに申請する場合、これは議会の議決がないとできないんじゃないでしょうか。それにはどういう添付書類を付けて申請するのか、ちょっと教えてください。

○ 土木建設課長

特定地域開発就労事業の申請に関しましては、もう申請時にすでに土地の取得が終わった段階で12月末にヒアリングを受けて2月に申請を行っております。土地の取得後に国への申請等を行っておるものでございますので問題はなかろうかと思っております。以上でございます。

○ 松尾委員

松尾です。ヒアリング受けるのはいいでしょう。しかし、ヒアリングの中で添付書類というものが必ず後で出すわけですね。これに議会議決の証明、議長の印鑑のついた書類とかいろいろあるでしょ。そういうものはもう提出しないでいいんですか。

○ 土木建設課長

特定地域開発就労事業の実施認可の申請にあたりましては、土地の底地の登記簿等々の添付書類はございません。以上でございます。

○ 松尾委員

そりゃ簡単な申請方法ですね。補助事業、国の金、県の金をいただきながらそういう簡単なことで事態が收拾するもんですかね。ちょっと例を挙げましょう。10年前の今の三軒屋の就労事業、これについて途中ストップかかった。会計検査院関係に連絡すればすぐ来るんですよ、あそこは、皆さんがしないだけ。この前の話でちょっとあそこに会計検査院が来たとき、調べに来たという話を聞いたんですが、そのときに今度計画している道路につないだらどうですかと、こういうことを会計検査院が言った。そんなばかなこと言わないでしょと、会計検査院さんはそんなことを言わないでしょと、こういうのを論争になったことがあるんですがね。そんなに道路事業で今簡単に土地を確保しさえすればすぐに書類の印鑑、議会の印鑑もいらなくてすぐ来るんですがね。議会が送付するんですよ。国は議会が承認したらその承認したものを出さないぐらいのことは言わないんですか。私はそういうところ不思議ではないんですよ。これも旧庄内町のことでですから本当に恥ずかしいです、私が言うのは。私たちも悪い、執行部も悪いんですよ。今度新しい議会にこういう問題がいつまでも続くというのが私は本当に残念ではないんですよ。今言ったようにこの三軒屋、あそこに道路を造ってやって麻生・三菱、これが何を計画しているかということも把握していない。委員会では麻生・三菱と何かあるとかという論争まであった。不思議ですよ。あんなところに道路を造って金まで払って、麻生・三菱をよくしてやるようなもんですよ。こういう問題が旧庄内町では非常にあったということだけは頭に入れてもらいたい。それと今後あの事業が就労事業で完全に完了するのかどうか、途中で就労事業が打ち切られまして、あそこ単費で継続していくということは今後ないのか、あるのか、それをはっきりしてもらいたいです。

○ 土木建設課長

お答えをいたします。特開事業は平成18年度、本年度で終息の予定であります。三軒屋道路につきましては、今後とも有利な補助事業を検討しながら事業を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

○ 松尾委員

有利な補助事業と言いますとどんな補助事業があるんでしょうか。9月23日に産炭地の基

金85億円を取り崩すというふうな新聞記事も出ているわけですね。こういうのはどういうふうな分配されるのか、私はわかりませんが、こういうのが取り崩された場合なんかは全く産炭地に回ってくる金がないんですよ。どんぐらいの割り当てで産炭地に配分されるのか知りませんが、この新聞記事の内容も私はよく把握できませんからあれですけど、そんなふうではかの事業、就労事業でいけば私はありがたいと、しかし、これが普通一般財源を崩して起債組んでまで完成させるということについては、どうかなくこういう気持ちを持ってますから、今お聞きしているわけです。それをはっきりしてください。

○ **土木建設課長**

お答えいたします。質問者ご指摘のとおり特開事業、今年で終わるわけでございますけれども、平成22年度まで暫定事業という計画があります。この暫定事業はまだ中身がはっきりしておりませんので、それも検討しながらやっていくこととなります。将来におきましては、ぜひ造らなければならないということでございますけれども、まだそれも含めて検討していくこととなります。以上でございます。

○ **松尾委員**

最後です。これを一般財源あたり、起債を組んで事業にするんだったらストップかけてください、そこで。途中でストップですよ、この事業は。これだけ市民の皆さんが財政について関心を持ってリコールまでやってくるこういう時代ですから、これは一般財源を起債組んででも飯塚市の借金で事業に入ることになればやめてください。他のところに回してください。あそこはそんなに必要な道路ではない。これもうはっきり言うておきます。終わります。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

○ **安永委員**

今、概要につかれては、簡単にご説明ありましたが、この目的、必要性についてお伺いいたします。この道路が完成すると通行する市民はどれくらいあると思いますか。お答えください。

○ **土木建設課長**

お答えをいたします。この地域は筑豊の負の財産とも言われております炭鉱跡地を含む一帯でございます。この一帯の開発が進めば庄内地域全体が豊かな恩恵に恵まれるものと考えております。本道路を造ることがこの一帯の開発を加速させ地域活性をもたらすため市民の皆様大きく寄与するものだと考えております。以上です。

○ **安永委員**

平成13年度からの第4次庄内総合計画ですね。この計画案によると総合延長850メートル、幅が14メートルで概算事業費は約2億3千万円となっており、平成15年度、16年度で完成することになってます。これがまだ完成していないということで、いつどういう理由で計画が変わったのか、お尋ねいたします。

○ **庄内支所長**

お答えします。ただ今ご指摘がありましたように、庄内町の総合計画の中では15年度、16年度でこの計画を持っておりましてけども、平成14年の12月議会あたりからこの路線ではいけないということで、傍示ヶ浦三軒屋道路新設事業計画等にいろいろ変更、議会の承認を受けて変更しながらこの計画に至っております。以上です。

○ **安永委員**

この道路建設について地元の皆さんの意見を聞かれましたでしょうか。

○ **庄内支所長**

細かい事業説明等については地元等でっております。それで流水、それから道路排水等が地元流れ込むことの心配等もございましたので、何回か説明会は行っております。以上です。

○ **安永委員**

私がここの地元の方に何人かお会いしてちょっとお話を聞いたんですけど、この道ができてあまり人が通らない、こんな人の通らない道はいらんではないか、こんな道を作るお金があるなら毎日使う生活道路のデコボコを直してほしいと言われていました。こういう声は聞いたことはありませんか。

○ 庄内支所長

お答えします。ただ今申されました地元の、地域の道路の修復等については、地元から各行政区長を通じて要望が上がってきて、それについては旧庄内町では対応を行っております。今回の大きな計画等につきましては、先ほども申されましたように総合計画等を踏まえまして、議会と相談しながら一応計画を進めておるといところでございます。以上です。

○ 安永委員

どうしてもこの道路が必要だというわけですね。それではいつまでに完成する予定でしょうか、お伺いします。

○ 土木建設課長

お答えをいたします。先に述べましたようにこの地域一帯、また庄内地域全体の活性化のためにこの道路は必要だと考えております。またこの道路が、この道路の完成ができる限り早い時期になりますよう努力してまいりたいと考えております。

○ 安永委員

いつできるかわからない、なるべく早くということ言われてます。どうしても必要で、一方ではいつできるかわからない、この事実は考えてみますとこの道路がもともと必要ではないということを示しているんじゃないかなと思います。次は事業費についてです。今回議案となった道路用地は4,900万円ですね。三菱マテリアルには12月27日に1,740万円、麻生3社には1月27日に2,900万円が支払われています。三菱については、ほぼ同時期に大坪団地用地代として約2,800万円が支払われています。合わせると7,440万円、ほぼ7千万円になりますね。今、住民訴訟の焦点、地域住民訴訟の焦点ともなっている議員関係者や町幹部などへの格安土地売却による収入もほぼ7千万円です。これは格安用地売却で得た収入を住民のくらしや福祉のためには使わず三菱や麻生3社の土地を買い上げるのに使ったことになるのではありませんか。助役お尋ねいたします。

○ 庄内支所長

お答えします。ただ今お尋ねになりました分での三軒屋～工場団地線の用地費につきましては、臨時地方道事業整備事業債を使用しております。それから大坪町営住宅建設工事につきましては、公営住宅建設事業債を充当しておりますので、ご質問の件については当たらないと思います。以上です。

○ 安永委員

ところで、工事費は総額でどのくらいを見込んでおられますか。

○ 土木建設課長

お答えいたします。ご承知のように、特開事業は今年で終息の予定でございます。一般公共事業で工事を行うとすると概算で約3億程度と見込んでおります。以上でございます。

○ 安永委員

私が計算しますところによると、1工区が既に発注されていますが、126メートルで約5,000万円ということですから、総延長は1,266メートルですから、計算してみると、少なくとも5億円かかると思います。土地代と合わせると5億5,000万円。巨大な金額になります。つまり、三菱と麻生の荒地となっている車中地の真ん中に市が5億5,000万円税金をつぎ込んで道を、道路をつくるというわけですね。三菱や麻生をどうしてこんなに特別扱いしなければならぬのでしょうか。お尋ねします。

○ 庄内支所長

本工事箇所につきましては、旧庄内町の南西部にある炭鉱跡地を含む丘陵地で荒廃しております。この場所の環境改善や地域活性化のため、ぜひともこの道路が必要ということで計画しております。また、国土交通省で国道201号バイパスが現在建設中ですが、これにつきましても、今年度中に暫定的な通行ができる予定になっております。そのため、国道201号バイパス既存の県道や市道の道路網ネットワークを強化することで、筑豊の負の遺産といわれる炭鉱跡地を含む本地域の活性化を図ることで、旧庄内町地域全体の開発に資したい、というふうに考えて計画をしております。それから、道路の計画に対しまして、企業等が自分でということもございますけども、道路は最も基本的な社会資本であるということで、自治体が自主的に計画を立ててやっていくというふうに考えてこの計画を立案しております。以上です。

○ **安永委員**

では第4次庄内総合計画ではですね、業務用地・住宅用地として炭鉱跡地の有効活用とこれに基づいて活用としてありますが、これに基づいておられますか。

○ **庄内支所長**

用地交渉の中で庄内工業団地等にいろいろ開発を進めてほしいということで協議を行っております。それで、企業としてはそういう方向で努力したいということで回答は得ております。以上です。

○ **安永委員**

本来、民間開発ということであれば民間が道路をつくり市に寄付するのが当然です。民間開発のために市が税金を投入して道路をつくる、この計画は異常だと思いませんか。

○ **庄内支所長**

繰り返しになりますけれども、工業団地等、基本的な社会資本等を整備するためには道路が必要ということで、これにつきましては自治体で整備するという考えでおります。以上です。

○ **安永委員**

民有地の真ん中に道路をつくるのがごく自然といわれる背景には将来残り、三菱と麻生の土地を市が取得する構想があるのかないのかお伺いします。

○ **土木建設課長**

ご質問の件に関しては、ございません。

○ **安永委員**

ないということですね。しっかり聞いておきます。民間開発というなら民間に自分で道路を作らせるのが筋です。市が5億5,000万円もかけて税金を投入する理由にはなりません。他に理由があるのではないのでしょうか。本当に取得することありませんね。重ねてここでお伺いいたします。

○ **土木建設課長**

お答えをいたします。今後土地の購入予定はございません。以上でございます。

○ **安永委員**

いくつか質問をしてまいりましたが、第1に道路としては必要性が極めて乏しく、地元の住民の批判も多いということです。第2に事業費は私の試算で計算しましても5億5千万円になりかねず、市財政を大きく圧迫するものです。三番目に、しかも経験から見て残る三菱と麻生の土地の取得のために税金投入につながりかねない。そして四番目に、土地取得議案を合併を前後にして1年間も提出しなかった問題についてまともな調査もしていない。したがって、道路新設事業は凍結あるいは中止すべきであると思いますが、今回の議案は撤回すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○ **庄内支所長**

ただいまご指摘の件につきましては、今後重々気をつけていくということで、旧庄内町とし

ましては、本議案につきましては、旧庄内町議会に提案して議決をいただくものでございましたけども、今ご指摘のように遺漏ということで提案を失ってしまいました。その点については、今後こういうことがないように気をつけるということで、ぜひこの委員会で採決をいただきたいと思います。よろしくお祈りします。

#### ○ 人見委員

関連というか、確認しておきたいのですが、今、前質問者は、工事費は5億円かかるという。執行部は3億円という。5億円なのか3億円なのか、3億円で間違いはないのか、もう一度きちんとそのところだけ示してくれませんか。

#### ○ 土木建設課長

お答えをいたします。5億円という金額に対しましては、本18年度行っております特定地域開発就労事業の単価ベースで積算すると、約5億円かかると。それを一般公共事業において積算をすると約3億円というふうにご理解をいただければありがたいと思います。

#### ○ 人見委員

失対やったら5億円の工事になるが、一般の公共工事であれば3億円で済むと。いわゆる国は、まさに言われるように一般であったら3億円で済むものが2億円上乗せして、国が税金を投入して公共事業というか失対事業をやってきた、ということの裏返しということで理解していいんですかね。

#### ○ 土木建設課長

内訳といたしましてはそのとおりでございます。来年、19年度から18年度中に特開事業が終息いたします。次の暫定事業等々まだはっきりしておりませんので、現段階での試算ということになるかと思っております。よろしくご理解お願いいたします。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○ 永末委員

3億円と5億円という話ですよ。そのところをですね、実際にその特開でやると5億円かかると。普通その一般でやると3億円であるということなら、始めからそれでしたらどうですか。そのほうが安くあがるでしょう。本来ですね、私はさっきも出てきよったけれども、私はここにもずっと書いているんですよ。いろんなことをですね。ため池敷地を買ったとか、本来これはですね、水利検査にはどんな説明がしてあるのかとかいろんなことがあると思うんです。実際に言うところの庄内町の議会の中で、この提案がされたとき、土地取得に対する議会の中で予算を、何と言うんですかね、三軒屋ため池ナントカ路線と二つ合わせて土地を買いたいという補正予算でですね、そのときものすごく8人か9人くらい反対意見があったんですよ。そうした中で当日になるとひっくり返って5、6人の反対で終わった、と。賛成多数になったということですね。そうした中でやりよった事業の中で、実際、今言われよった就労事業なら5億円かかりますと。一般でやれば3億円。逆に言うともっと安く入札してもらえればもっと安くなるということですよ。そんな答弁の仕方だったら、始めから安くすればいいんじゃないですかね。それとですね、土地の取得の仕方にも問題があると思うんですよ。ここは要するに有資力で三菱が土地持ってますよね。そうした場合に、鉱害とかなってきたときに、これはこの間本会議場で三菱が40ヘクタールですか無償でやるとかやらんとか話が出てましたね。そういうことで話を聞くと実際のところは被害が出たときの保証金と土地代金と相殺でタダである、というような話が出ましたよね。それからすれば、そういう手があるならそういう手を使って無償で貰ったらどうですか。今からお金を返してもらおうとか。おかしいですよそりゃ。いや、その話は後から出てきちゃんですよ。そういうものはおかしいと思うんですよ。私は本当に見て、そこんことかいろんなものが庄内で気付いちよかないかん、という意見もあったきですね。話もありよったけど、本来気付いてないは気付いてないということです。で、今に

なってそれが分かってきたということなんですよね。そこにもう一回戻して三菱さんについてはそういうことをしてもらおう。麻生さんは無資力になつとるからですね、それはしょうがないと思うんですよ。そういうことを考えながら今後この事業をするかせんかは、やっぱり財政が危機に逼迫しとるということになれば、どっかで6月の議会のとときに私が言ったようにどっかでやめる勇気も必要と思うんですよ。私はそんなふうに思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 松尾委員

今、説明を聞いておりますと3億円と5億円の問題が出たですね。一般やったら3億円、就労事業であれば5億円。庄内町の場合は、一番初めは就労事業が打ち切られたら、あとは都市債でいきたいというのをはっきり言ってたんですよね。ここではっきり言ったほうがいいんじゃないですか。就労事業を打ち切られた場合にはどうしても完成しなければならないから、何々債で完成させてくださいとかそれは言うておいたほうがいいんじゃないですか。3億円とか5億円とか契約が間違えた場合はまた大変なことでしょう。(発言するものあり)ちょっと待ってください。討論ですから。討論、分かってます。自分の金やったらどうやって使いますか、計算書使うでしょう。市民の金やったら計算しないでいくのかな。私はこの事業は反対です。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

○ 安永委員

反対の立場から討論いたします。議案第112号 土地取得について反対し、反対の立場から討論を行います。この道路新設事業は第1に道路としては必要性が極めて乏しく、地元の住民の批判も大きい。第2に事業費は5億5,000万円の巨額に上りかねず、市財政を大きく圧迫する。3に、経過から見て、残る三菱と麻生の土地の取得のために税金投入になりかねない。さらに、土地取得議案を、合併を前後にして1年間も提出しなかった問題について、十分な調査もしていない。したがって、この道路新設事業は凍結あるいは中止して当然であり、今回議案は撤回すべきです。詳しくは本会議で述べることにし、以上で私の討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

○ 人見委員

いろいろ聞けば、旧庄内町議会の議会に戻って議論しないといかんような話になるんだろうと思います。全くもって今回、庄内の行政の不手際で、今回このような議案が新市になって出てきておるわけでありまして。総じて、今回なんでこんな問題がこの時期にできたのかな、と正直思わざるを得ない。合併を前にしてそれぞれが身綺麗にし、遺漏がないように新市に向かって出発しようということですから、よくよくそういう意味では緊張しながら行政執行にあたっていなければならなかったんだろうと、このように思ったりもします。結果として今回このような事態になっておるわけですけども、既に予算もとおり、工事も一部着工し、あと取得の議案だけが今回出されておるということでございますので、これはある意味では是としないといけないという立場に立っております。

しかしながら、今回このような形でこうした問題が惹起し、改めてその取得の目的や今後の見通しや、等々ですね、軽々にある意味では判断はできないな、というか、何かやっぱり新市への強烈なメッセージなんだろうとこのように思います。一連、旧庄内議会、庄内町の問題等が一連惹起してまいりましたが、どのみちこれもそうした流れの緩みというか一環のような気

がしてならない。個人的にはそのように思ってもおります。これを、今回のことを糧にして、やっぱり行政もしっかりと、遺漏のないように、落ち度のないように、協議には協議、慎重には慎重に協議を重ねて、またわれわれ議会もそういう意味では反面教師かもしれません。そうしたことだと思います。そして5億円、3億円の数字の話もありましたけれども、これはある意味では筑豊全体がこうした一般の公共事業でやれば、3億円ですむところを国の力をお借りして、この疲弊した筑豊をこうした失対事業、鉱害復旧の事業の中でこうした、見れば聞けば、こんなに違うのかというような形で、ある意味では財政支援を受けてきたというのものが嘘ではない、このようなことのような気がします。

しかしながら現実はまだ既になくなるわけですから、そうした意味でのさらなる緊張感も自立への足取りも本当にこれは真剣に考えていかなければ、負の遺産、負の遺産というけれども、早く住民・市民に将来に向けての明るい展望を指し示す立法の使命や役割・責任があるわけです。そうした意味でもこの道路一本ですけれども、きちんとまたぞろ途中で止まるようなことがあっていいのかどうか、そういう気もいたします。しっかりと責任持って、将来への見通しも、そうした努力も惜しまずにやっていただきたいとこのように意見を申し述べて、今回のこの議案については、どうしても避けては通れない、ひとつ処理をしなければならないという判断で、賛成をいたします。以上でございます。

#### ○ 委員長

ほかに討論はございませんか。

#### ○ 森委員

45番、森でございます。賛成の立場で討論させていただきます。本来議案というものは賛成もしくは反対というのが議論の結果として私どもが下すべき一つの行為でございますけれども、こういう議案につきましては、ご案内のとおり既に契約がなされ、支払いも済み、そしてまた工事の一部着工していると。要するにもう可決ありきの議案という、私自身、寂しい一つの議案として今対処しているわけでございます。当然こうしたことを繰り返さないためにもどうすべきなのかということになるわけですが、先の一般質問におかれましても新しい新市におきまして例えば人事評価一つにつきましても新しい取り組みをなされているというような人事課長のお答えがありました。先の6月の定例会におきましても、請願におきまして、私、道路については一定の基準を設けてつくるかつくらないのか判断されてはいかがですか、というようなご提案を申し上げたときに、残念ながら今ございません、というようなお答えがありました。今後この限られた予算でもって、10年間、新市が一体化を図るべくさまざまなインフラの整備がなされる中におきまして、支所長ならびに土木課長がおっしゃいましたように、やはり道路が一番大きな一体化の具体的な柄杓になると思うんですね。そのとき、どの道を優先してつくるべきなのか。そういった限られた予算の中で新しいまちづくりを進めていく上におきましても関係者がある程度納得のいくような一つの道路新設におきます基準をですね、ぜひこの際ですね、このことを含めまして反省をしていただきましておつくり願えればということをお願い申し上げまして賛成の討論を終わります。以上です。

#### ○ 委員長

他に討論はございませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 土地の取得について(三軒屋～工場団地線道路敷用地)」は原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第116号 市道路線の廃止について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

#### ○ 土木管理課長

議案第116号 市道路線の廃止について、ご説明いたします。議案書の48ページをお願いいたします。道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するため議会の議決をお願いするものでございます。今回廃止する路線は土地交換に伴う用途廃止によるもので合計1路線、延長34mでございます。議案書の49ページをお願いいたします。明細表の左端に記載しております番号1番の1路線でございます。路線箇所は50ページに記載しております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第116号 市道路線の廃止について」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第117号 市道路線の認定について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第117号 市道路線の認定について、ご説明いたします。議案書の51ページをお願いいたします。道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するため議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は市道整備に伴う新規認定で合計1路線、延長450mでございます。議案書の52ページをお願いいたします。明細書の左端に記載しております番号1番の路線は市道整備に伴い路線認定を行うものでございます。路線箇所は53ページに記載しております。簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第117号 市道路線の認定について」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 11:02

○ 委員長

委員会を再開いたします。

「認定第1号 平成17年度飯塚市水道事業会計決算の認定について(旧飯塚市)」から「認定第10号 平成17年度飯塚市下水道事業会計決算の認定について」までの10件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 上下水道部総務課長

認定第1号 平成17年度飯塚市水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。平成18年3月26日の1市4町合併に伴う平成17年4月1日から18年3月25日までの旧飯塚市の決算であります。別冊になっております平成17年4月1日から平成18年3月

25日と記載のある「決算書」の1ページをお願いします。中ほどからちょっと下に「平成17年4月1日から平成18年3月25日」と記載のある決算書でございます。決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は13億3,684万2,317円となりまして、予算に対し3,694万7,683円の減収となっております。また、支出の決算額は12億2,011万2,511円となりまして1億6,210万6,489円の不用額が生じております。次に、2ページの「資本的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は1億7,303万6,320円となりまして、予算に対し1億2,124万680円の減収となっております。また、資本的支出の決算額は4億6,040万4,153円となりまして、1億8,692万847円の不用額が生じております。次に3ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、決算の結果4ページの下から3段目に記載しておりますとおり1億590万5,870円の当年度純利益となっております。また、前年度からの繰越利益剰余金を加算した当年度未処分利益剰余金は3億8,134万9,262円となっております。以上が決算の概要でございますが、12ページから33ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算収支総括表」などの決算資料を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上、簡単ですが「飯塚市水道事業会計決算」の補足説明を終わります。

続きまして、認定第2号 平成17年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。合併に伴う平成17年4月1日から18年3月25日までの旧飯塚市の決算であります。決算書の34ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」では、収入の決算額は2,916万6,564円となりまして、予算に対し24万1,436円の減収となっております。また、支出の決算額は3,486万18円となりまして、817万7,982円の不用額が生じております。35ページをお願いします。「資本的収入及び支出」では、支出の決算額は628万4,657円となりまして11万6,343円の不用額が生じております。次に、36ページの損益計算書では、決算の結果37ページの下から3段目に記載しておりますとおり、569万3,454円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越欠損金を加算した当年度未処理欠損金は8,397万6,933円となっております。以上が、決算の概要でございますが、43ページから49ページにかけて決算付属書を添付いたしております。以上が「産炭地域小水系用水道事業会計の決算」の補足説明でございます。

次に、認定第3号 平成17年度飯塚市下水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。合併に伴う平成17年4月1日から18年3月25日までの旧飯塚市の決算であります。決算書の50ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」では、収入の決算額は13億632万9,477円となりまして、予算に対し4,072万6,477円の増収となっております。また、支出の決算額は9億6,849万9,079円となりまして、2億6,051万8,921円の不用額が生じております。51ページをお願いします。「資本的収入及び支出」では、収入の決算額は19億485万2,235円となりまして、予算に対し2億3,685万4,765円の減収となっております。また、資本的支出の決算額は21億8,535万7,167円となりまして、5億2,013万2,833円の不用額が生じております。次に、52ページの損益計算書では、決算の結果53ページの下から3段目に記載しておりますとおり3億56万695円の当年度純利益となっております。以上が、決算の概要でございますが、61ページから85ページにかけて決算付属書を添付いたしております。以上が「下水道事業会計決算」の補足説明でございます。

次に、認定第4号 平成17年度穂波町水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。資料は別になっております。合併に伴う平成17年4月1日から18年3月25日までの旧穂波町の決算でございます。別冊になっております「決算書」の1ページをお願いいたし

ます。決算報告書の「収益的収入及び支出」では、収入の決算額は4億7,338万4,485円となりまして、予算に対し229万3,515円の減収となっております。また、支出の決算額は3億4,360万7,409円となりまして8,542万1,591円の不用額が生じております。次に、2ページの「資本的収入及び支出」では、収入の決算額は4億4,431万4,465円となりまして、予算に対し533万6,535円の減収となっております。また、資本的支出の決算額は6億2,524万4,816円となりまして、2,553万8,184円の不用額が生じております。次に3ページをお願いします。損益計算書では、決算の結果4ページの下から3段目に記載しておりますとおり1億1,229万1,785円の当年度純利益となっております。また、前年度からの繰越利益剰余金を加算した当年度末処分利益剰余金は1億3,960万9,895円となっております。以上が決算の概要でございますが、11ページから30ページにかけて決算付属書を添付いたしております。以上が「穂波町水道事業会計決算」の補足説明でございます。

次に、認定第5号 平成17年度筑穂町水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。合併に伴う平成17年4月1日から18年3月25日までの旧筑穂町の決算でございます。別冊になっております「決算書」の1ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」では、収入の決算額は1億5,635万3,454円となりまして、予算に対し207万5,454円の増収となっております。また、支出の決算額は1億3,729万7,443円となりまして1,698万5,577円の不用額が生じております。次に、2ページの「資本的収入及び支出」では、資本的支出の決算額は2,242万8,159円となりまして、520万3,841円の不用額が生じております。次に3ページをお願いいたします。損益計算書では、決算の結果4ページの下から3段目に記載しておりますとおり1,899万4,725円の当年度純利益となっております。また、前年度からの繰越欠損金を差し引いた当年度末処分利益剰余金は1,896万2,928円となっております。以上が決算の概要でございますが、11ページから25ページにかけまして決算付属書を添付いたしております。以上が「筑穂町水道事業会計決算」の補足説明でございます。

続きまして、認定第6号 平成17年度庄内町水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。合併に伴う平成17年4月1日から18年3月25日までの旧庄内町の決算でございます。別冊になっております「決算書」の1ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」では、収入の決算額は3億696万5,963円となりまして、予算に対し6,980万5,963円の増収となっております。また、支出の決算額は3億5,302万5,148円となりまして3,725万3,148円予算額を超過していますが、これは、現金の支出を伴わない減価償却費等の増加によるものでございます。次に、2ページの「資本的収入及び支出」では、収入の決算額は3,515万5,375円となりまして、予算に対し、3,753万4,625円の減収となっております。また、資本的支出の決算額は1億7,540万4,222円となりまして、8,405万2,958円の不用額が生じております。次に3ページをお願いいたします。損益計算書では、決算の結果4ページの下から3段目に記載しておりますとおり5,272万2,757円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越欠損金を加算した当年度末処理欠損金は、6,766万8,825円となっております。以上が決算の概要でございますが、11ページから26ページにかけて決算付属書を添付いたしております。以上が「庄内町水道事業会計決算」の補足説明でございます。

次に、認定第7号 平成17年度穎田町水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。合併に伴う平成17年4月1日から18年3月25日までの旧穎田町の決算でございます。別冊になっております「決算書」の1ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」では、収入の決算額は1億9,474万2,282円となりまして、予算に対し115万7,718円の減収となっております。また、支出の決算額は2億170万4,

536円となりまして4,295万7,464円の不用額が生じております。次に、2ページの「資本的収入及び支出」では、資本的支出の決算額は2,689万750円となりまして、1,042万5,250円の不用額が生じております。次に3ページをお願いいたします。損益計算書では、決算の結果下から3段目に記載しておりますとおり726万5,645円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越欠損金を加算した当年度未処理欠損金は3,219万8,687円となっております。以上が決算の概要でございますが、7ページから18ページにかけて決算付属書を添付しております。以上が「穎田町水道事業会計決算」の補足説明でございます。続いて、認定第8号 平成17年度飯塚市水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。平成18年3月26日の1市4町合併に伴う平成18年3月26日から3月31日までの6日間の新飯塚市の決算でございます。別冊になっております平成18年3月26日から平成18年3月31日と記載のある「決算書」の1ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は1,023万2,540円となりまして、予算に対し1,086万2,460円の減収となっております。また、支出の決算額は1億8,213万7,364円となりまして3,112万5,636円の不用額が生じております。次に、2ページの「資本的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は1億2,972万4,064円となりまして、予算に対し1億2,657万7,936円の減収となっております。これは、「旧穂波町の簡易水道事業配水管布設工事」の竣工に伴いまして、その財源としております国庫補助金を旧穂波町で受入れたため減収となっております。また、資本的支出の決算額は2億669万1,029円となりまして、4,665万9,971円の不用額が生じております。次に3ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、決算の結果4ページの下から3段目に記載しておりますとおり1億7,289万1,353円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越利益剰余金から当年度純損失を差し引いた当年度未処分利益剰余金は2億6,716万3,220円となっております。以上が決算の概要でございますが、14ページから35ページにかけて決算付属書を添付しております。以上が「水道事業会計決算」の補足説明でございます。

続きまして、認定第9号 平成17年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。決算書の36ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」では、収入の決算額は60万7,822円となりまして、予算に対し45万822円の増収となっております。また、支出の決算額は482万913円となりまして、112万5,087円の不用額が生じております。37ページをお願いいたします。「資本的収入及び支出」では、支出の決算額は11万5,741円となりまして259円の不用額が生じております。次に38ページの損益計算書では、決算の結果39ページの下から3段目に記載しておりますとおり、421万3,091円の当年度純損失となっております。以上が、決算の概要でございますが、45ページから49ページにかけまして決算付属書を添付しております。以上が「産炭地域小水系用水道事業会計決算」の補足説明でございます。

次に、認定第10号 平成17年度飯塚市下水道事業会計決算の認定について、補足説明を致します。決算書の50ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」では、収入の決算額は646万2,999円となりまして、予算に対し501万9,999円の増収となっております。また、支出の決算額は1億9,688万3,222円となりまして3,365万5,778円の不用額が生じております。51ページをお願いいたします。「資本的収入及び支出」では、収入の決算額は9,360万1,898円となりまして、予算に対し9億7,572万5,102円の減収となっております。これは、支出の「建設改良費」の竣工に伴い、その財源としております「企業債及び国庫補助金等」を旧飯塚市で受入れたため減収となっております。また、資本的支出の決算額は3億2,647万6,845円となりまして、第1項「建設改良費」の翌年度繰越額1億6,590万円を差し引い

た不用額は、5億4,099万5,155円となっております。次に、52ページの損益計算書では、決算の結果53ページの下から3段目に記載しておりますとおり1億9,378万2,933円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越利益剰余金から当年度純損失を差し引いた当年度未処分利益剰余金は1億677万7,762円となっております。以上が決算の概要でございますが、61ページから79ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算収支総括表」などの決算資料を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○ 委員長

説明が終わりました。この際、おはかりいたします。本案10件は、慎重に審査すべきであるということで、継続審査といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案10件は、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。おはかりいたします。執行部から案件に記載のとおり5件の報告をしたい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「工事請負契約について」の報告を求めます。

#### ○ 契約課長

工事請負契約の締結状況についてお手元に配付しております資料により報告いたします。2部ございますけど、紙の色の濃い方の分でございます。今回報告いたします工事は、公営住宅の電気設備工事ほか5件の工事で指名業者の選考につきましては、建設工事指名競争入札参加者指名基準によりその有資格者の中から当該工事に対する適応性等を考慮し、業者選考委員会において選考を行っております。入札執行状況につきましては、まず1ページの弁分公営住宅建設工事（第3期・電気設備）は、手持ち工事のない電気Aランク業者を全社指名し8月8日に入札を行いました。その結果、予定価格5,161万650円に対し落札額5,036万8,500円、落札率97.59%で(有)桑野電気工事が落札しております。2ページをお願いします。弁分公営住宅建設工事（第3期・機械設備）につきましては、手持ち工事のない管・水道Aランク業者を全社指名し8月8日に入札を行いました。その結果、予定価格5,149万8,300円に対し落札額5,097万7,500円、落札率98.98%で池田設備(株)が落札しております。次に、3ページをお願いします。椿多目的広場造成工事（2工区）につきましては、同じく手持ち工事のない土木Aランク業者を全社指名し8月29日に入札を行いました。その結果、予定価格1億296万6,150円に対し落札額1億248万円、落札率99.52%で大栄建設(有)が落札しております。次に、4ページをお願いします。潤野・枝国雨水幹線（第6工区）新設工事につきましては、同じく手持ち工事のない土木Aランク業者を全社指名し9月5日に入札を行いました。その結果、予定価格1億2,053万4,750円に対し落札額1億2,022万5,000円、落札率99.74%で(株)坡平産業が落札しております。次に、5ページをお願いします。潤野・枝国雨水幹線（第4工区）新設工事につきましても、同じく手持ち工事のない土木Aランク業者を全社指名し9月5日に入札を行いました。その結果、予定価格1億446万3,450円に対し落札額1億410万7,500円、落札率99.65%で(株)伍栄建設が落札しております。6ページをお願いします。新飯塚駅前広場整備工事（1工区）につきましても、同じく手持ち工事のない土木Aランク業者を全社指名し9月5日に入札を行いました。その結果、予定価格7,197万4,350円に対し落札額7,171万5,000円、落札率99.63%で下川建設(株)が落札しております。以上簡単でございますが、報告を終わります。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

#### ○ 上下水道部総務課長

上下水道局から1件5千万円以上の工事請負契約の締結状況5件について、お手元に配付しております資料に基づきまして、報告をいたします。資料1ページの東町ポンプ場導水管渠布設(6工区)工事の入札執行状況につきましては、建設工事指名競争入札参加者指名基準によりその有資格者の中から当該工事に対する適応性等を考慮し業者選考委員会において手持ち工事のない業者13社を選考のうえ指名いたしまして8月21日に入札を行いました。その結果は予定価格7,234万3,950円に対しまして落札額7,203万円、落札率99.56%で(株)多賀谷建設が落札しております。次に、2ページの見田・久保白地区配水管布設工事の入札執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして手持ち工事のない業者9社を選考のうえ指名し8月21日に入札を行いました。入札結果は予定価格7,437万1,500円に対しまして落札額7,339万5千円、落札率98.68%で(株)平山設備が落札しております。次に、3ページの高田第2工区配水管布設工事の入札状況につきましては、同じく手持ち工事のない業者8社を選考のうえ指名し8月21日に入札を行いました。入札結果は予定価格5,595万3,450円に対しまして落札額5,531万4千円、落札率98.85%で(株)平山組が落札しております。次に、4ページのロノ原川島線污水管渠布設工事の入札状況につきましては、同じく手持ち工事のない業者14社を選考のうえ指名し8月28日に入札を行いました。入札結果は予定価格6,415万5,000円に対しまして落札額6,384万円、落札率99.50%で(株)多田組が落札しております。次に、5ページの柏の森上三緒污水幹線管渠布設工事の入札執行状況につきましては、同じく手持ち工事のない業者8社を選考のうえ指名し9月11日に入札を行いました。入札結果は予定価格7,394万5,200円に対しまして落札額7,339万5千円、落札率99.25%で(資)前田組が落札しております。いずれも予定価格及び最低制限価格を事前に公表し執行しております。以上簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

#### ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

#### ○ 土木建設課長

ご報告申し上げます。特定地域開発就労事業工事請負契約変更についてでございます。お手持ちの資料をご参照ください。津島工業団地1号線道路改良工事(1工区)ほか2件でございます。津島工業団地1号線道路改良工事(1工区)、請負業者は(株)石山工業で原契約6,649万5,450円を60万5,850円増額いたしまして6,710万1,300円としております。理由といたしまして、取付部のブロック積みを14.2㎡増工いたしまして、それと精算変更による変更でございます。次に、津島工業団地1号線道路改良工事(2工区)でございます。請負業者は(有)クリーンジャパンで原契約6,742万6,800円を113万850円増額いたしまして6,855万7,650円としております。理由といたしましては、現道への取り付け舗装工の増工と精算による変更でございます。次に、伏原1号線道路改良工事でございますけれども、請負業者は(有)宝建設工業、原契約7,984万6,200円を6万4,050円増額いたしまして7,910万250円としております。理由といたしましては、精算による変更でございます。以上3件のご報告を申し上げます。

## ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「損害賠償等請求住民訴訟について」の報告を求めます。

## ○ 上下水道部長

損害賠償等請求住民訴訟について、ご報告申し上げます。岩崎浄水場膜処理施設関連事件に関して平成18年9月13日付にて、福岡地方裁判所書記官名で口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状、並びに訴状が特殊郵便で送達されました。平成18年9月14日付にて受理いたしましたので、その概要を報告いたします。原告は飯塚市綱分209-9松延正道氏で被告は飯塚市新立岩5番5号 飯塚市長 齊藤守史であります。次に、訴訟に至った経過について簡単にご報告いたします。旧庄内町の岩崎浄水場膜処理施設関連事件について、去る6月13日に市長に対し当時の縄手清春元町会議員、及び松延隆俊元庄内町長、それに辻文雄元水道課長に談合による不当支出分の損害賠償を求める住民監査請求が提出されまして、飯塚市監査委員が8月7日に証拠不十分によりこれを棄却したものであります。これを不服として今回当時の元町議、元町長、元水道課長に6,800万円の損害賠償を求める住民訴訟を市長に対して福岡地裁に起こしたものでございます。今後は、監査結果等を踏まえまして、顧問弁護士とも協議を行いながら対応していきたいと考えております。以上簡単でございますが、損害賠償等請求住民訴訟に係る報告を終わります。

## ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市営住宅 新町西住宅（旧庄内町）の火災について」の報告を求めます。

## ○ 住宅課長

市営住宅の火災について報告いたします。平成18年9月22日、金曜日午後8時ごろ旧庄内町赤坂の市営新町西住宅の3号棟、1棟4戸連の長屋住宅の152号室から出火いたしました。幸いにして人がはいませんでした。出火原因については警察及び消防署で調査中であります。火元の152号室は全焼し両隣の151号及び153号室は半焼の状況で一番隣の154号室も消火活動における損傷しております。被災者につきましては、他の市営住宅の住み替えの手続きを現在行っているところでございます。今後の処理といたしましては、この住宅が昭和47年に建設された簡易耐火構造平屋建ての住宅で34年が経過し老朽化も著しいことから、取り壊しをした上で駐車場への利用を検討してまいりたいと思っております。以上簡単ですが、火災について報告を終わります。

## ○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。